建築審査会における包括同意取扱い

(建築基準法第56条の2第1項ただし書許可に関する包括同意)

埼玉県建築審査会 制定 平成 8年5月17日議決 改正 平成26年3月18日議決

当建築審査会は、下記の基準に合致する同意案件については、あらかじめ当建築審査会において同意をなしたものとして取扱う。

なお、この取扱いに基づき知事が許可をしたときは、速やかにその旨当建築 審査会に報告するものとする。

建築基準法第56条の2第1項ただし書許可に関する包括同意基準

- 1 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第56条の 2第1項ただし書の規定により、すでに許可を受けた建築物の増築、改築、 移転(以下「増築等」という。)のうち、次の要件のすべてに該当する場合。
- (1) 増築等がすでに法第56条の2第1項ただし書の規定による許可(以下「特例許可」という。)を受けた際の建築物の敷地と同一の敷地内におけるものであること。
- (2) 既存建築物及び増築等によって生じる日影(以下「複合日影」という。) における法第56条の2第1項の規定に適合しない日影の範囲及びその 範囲における各部分の日影時間(以下「日影不適合部分」という。)が、 特例許可を受けた際の日影不適合部分より増加しないこと。
- (3) 増築等の日影(以下「単独日影」という。)における各部分の日影時間が、埼玉県建築基準法施行条例(昭和35年埼玉県条例第37号。以下「条例」という。)で指定した時間の2分の1以下であること。
- 2 法第56条の2第1項の規定に適合しない建築物の増築等のうち、次の要件のすべてに該当する場合
- (1) 次に掲げる建築物の増築等であること。
 - ア 社会的、地域的な必要性が高い建築物として次に列記するもの 病院、診療所、学校、図書館、官公庁施設、建築基準法施行令(昭和2

5年政令第338号)第19条第1項第1号に規定する「児童福祉施設等」

- イ 主要用途に付属する小規模な建築物として次に列記するもの 倉庫、機械室、電気室、ポンプ室、更衣室、自転車置場、変電室、守衛 室、便所、車庫、渡り廊下
- (2) 複合日影における日影不適合部分が、既存建築物の日影不適合部分より増加しないこと。
- (3) 単独日影における各部分の日影時間が、条例で指定した時間の2分の 1以下であること。
- 3 大規模の修繕又は大規模の模様替のうち、建築物の形態が変わらない場合